

令和元年11月27日

すべての保護者の皆さまへ

北大和小学校PTA
会長 石井 浩一



改めて、校外生活指導委員会って？

日頃より、PTA活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、北小PTAの中で唯一世帯1回の経験をお願いしている校外生活指導委員会。その活動は、日々の生活に直結しているために大変そうなイメージがあります。「1年間を通して子ども達の安全・安心に関する事は、何でも校外委員なの？」と感じてしまう事が大きいかもしれません。これを変えたくて、このお便りをお配りします！

校外生活指導委員会って、なに？

先生、保護者、地域、行政が連携する事で防いであげられる危険、守ってあげられる安心があるはず。大切な子ども達の笑顔のためという思いはみんな一緒です。子どもも大人も安全と安心への意識と知識を高め、すべての保護者と先生方が連携と協力を図り、住みよい地域とより良い教育環境を整えてあげられるよう努める。子ども達の安全を考え活動することは、子を持つ保護者全員の務めです。

その活動の中で、「学校と保護者と地域との連携を図るためのパイプ役」が校外生活指導委員会です。

本校が採用している通学班方式は、登校時の安全性を高めるだけでなく、学年を超えた子ども達の繋がりをつくり、人間関係を学ぶ場と相互協力の心を育む意味があります。

その通学班方式を支え、礎となっているのが、年間を通した校外生活指導委員会の活動です。

校外生活指導委員で得られるもの

昨今、地域コミュニティの関係が希薄となり、災害発生時における防災力に心配の声が上がっています。校外生活指導委員会の活動は、委員になったからこそ知ることのできる情報や事柄があります。校外生活指導委員だからといって、安全と安心のエキスパートになる必要はありません。委員会活動を通じて、家庭と地域の安全と安心につながる仕組みや地域の事、そして、日頃、子ども達を見守ってくださっている多くの方々の事を知り、親として我が子の小学校生活に活かせる大切なことが学べます。その知識と経験は人生のプラスになります。

校外生活指導委員は、「やらないで済むなんてズルい」より、「経験しないで過ごすなんて不安だし、もったいない」活動なんです。やってみると、苦労も良さも分かります。

でも、大変そうなイメージがありますよね。それを変えられるのは、すべての保護者の皆さまの理解と協力、「お互いさまとおもいやり」の気持ちです！

班の子のマナーが良くないの！
校外さんが話してくれる？



それって
校外？

あの道せまいから広がらないで
歩くように校外さんが見に行って
注意して～。



それって
校外？

通学路に毛虫がいるから、
校外さんが何とかしてくれる？



それって
校外？

**どれも、校外生活指導委員会の業務ではありません。
保護者みんなで解決しましょう！**

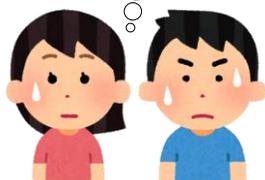
『すべての保護者が校外生活指導委員』の気持ちで過ごしたら、
地域はもっと安全に、活動はもっと楽しくなるはず！

**校外生活指導委員会は何でもやる委員会ではなく、学校と地域の連携をより一層図り、
保護者みんなでより安全な環境を整えるという子育てを楽しむ委員会です。**



また、こんなことで困ったりしないか気になったりしませんか？

まだ下の子が未就学児で、
校外委員は務まるのかな？



この地区のルールだと、次年度の
校外さんの候補がない…



**地区には自治があり、地区の課題を解決する場が地区懇談会です。
慣例より大切なのは、『お互いさまの気持ち』**

日々、生活をし、子育てをしているという共通の経験と大変さが想像できる同じ保護者の立場で、
子どもが同じ学校に通う親同士で、同じ地区に住み、これからもご近所同士。
気まずいより、気持ち良くこれからも過ごしたいに決まっていますよね。

自治に必要なことは、『みんなで考えること、決めること、行動すること』です。

地域の連携は、顔を合わせたお付き合いから始めましょう♪
まずは、地区懇談会へ出席してみましょう！
地域の安全・安心について、みんなで考え、より良い地域をつくりましょう！

朝の登校の時間と比べて、午後の下校時は、3倍
事件に巻き込まれやすいんだって！何かしたいな！

地区懇談会で、地域の安全について、
色々知れて良かったね！

そうなんだね！
みんなで、下校時間
に合わせて、道に
出ているだけでも
防犯になるんだね。



そうだね！ 今まで話したことがなかった方
とも知り合いになれて、本当に良かったよね！

校外生活指導委員会の業務

実際の業務概要としては、主に次の通りです。

◎校外生活指導委員の担当する業務は、下記の☆印の他、全委員で★印の業務を分担しています。

☆通学班編成（学区内異動・転入出）

始業式までの間に、通学班のメンバー・班長・副班長等を記した通学班名簿を作成し、世帯に配布します。年間を通して、転入出が発生した場合は、都度再編成します。

☆地区懇談会開催

年に1回、決められた期間内に地区ごとに開催します。地域の危険箇所情報などの安全と安心に関する情報共有の場であり、地区の課題解決に向けた議案の審議の場でもあります。

☆学校、自治会との連携

学校、地域と連携を図ります。

○通学班会議参加

4月下旬と9月中旬に開催される通学班会議において、交通安全の意識を高められるよう子ども達に留意してほしい点や困ったときの対応方法などを発信します。

○「こども110番の家」窓口

年に1回、「こども110番の家」のプレートを掲げているお宅へ、お礼や継続していただけるかどうかの問い合わせなどを行います。

★係活動（令和元年度の場合）

- ・正副委員長 ・地区長 ・危険箇所係 ・つきみ野防犯連絡会係 ・つきみ野青パト係
- ・公所青パト係 ・マップ係 ・ボランティア係 ・通学班会議係 ・引継ぎ係
- ・会計係 ・書記係 ・地区パトロール係

以下は、『私達すべての保護者で行っていく大切な内容』です！

まず、自分の子どもを自分で守る

我が子が登校した後、ビックリするような地震が起きたとします。まだ通学路の途中だと思ふ時間。その時、皆さまはどうされますか？

答えは「通学路を追いかける」です。既に外出されていて叶わない方は「お付き合いのある方に事前をお願いしておく」です。親以上に我が子を守ってあげられる存在はありませんよね。

子ども達の見守り

「まずは、我が子の見守りから！」の気持ちで十分です！

子どもが産まれてきてくれて10年程。あっという間ですよ。

ランドセルを背負って登下校するのは6年間だけ。意識しないとその姿をじっくりと見ることはあまりなくて、すぐに卒業の日を迎えてしまいそうですよね。通学班で一番低学年だった我が子が下級生を導く正副班長になったり、班員の子が眠そうだったり、冬でも元気に半そで半ズボンだったり、登下校している時の子ども達の笑顔をちょっと覗いてみたりする。それで、もう見守りです！



子ども達を狙う犯罪の抑制になり、子ども達の「ひとりじゃない」安心感につながり、地域の子ども達を守っていることになるのです。

見守りはわざわざ時間をつくらなくてもできることがあります。普段の生活の延長線上にある「自分の見守り方法」を見つけて、登下校時の子ども達をたくさんの大人で見守りましょう！

先日学校からのお便りにありました通り、北小見守り隊（仮称）が発足され、学区9自治会の地域の方々、校長先生をはじめとする先生方が、雨の日も毎日一緒に見守ってくださっています。

私達保護者も下記のことを生活の中に取り入れ、見守りの目を増やしていきませんか？

地域の方、子ども達と顔見知りになることはとても大切で、人とのかかわりは楽しいことと、子ども達にも伝わるようにしていきましょう。

◎見守り例 ☆外出の時にいつもPTAパスカード(赤いネックストラップ)をつけましょう。

- 玄関外、通学班集合場所まで行って、「いってらっしゃい！」をする。
- 犬のお散歩、お買い物などの外出時間を登下校時間に合わせる。
- 登下校時間に玄関先や庭先のお花の水やりや掃除をする。
- PTAパスカード(赤いストラップ)をつけて出勤する。(複数必要な方は、PTA会議室にて購入可)
- 時間がある時には、通学班の後ろについて、学校まで(途中まで)行ってみる。または、先回りをして途中で待ってみる。

◎見守りの中でできること

- 元気なあいさつ。(顔なじみになると子ども達からもあいさつしてくれるようになります♪)
- 正副班長さん、班の子ども達への声掛け(「1年生の歩幅は小さいから、もう少しゆっくり歩いてみても良いかもしれないね。」など歩くスピードなどのアドバイス、「班長さん、副班長さん、いつも班の子のを見てくれてありがとうね♪」、「みんな、交通ルールとマナーを守って歩いて立派だね!」など、感謝やプラスの言葉)。
- 見守ってくださっている地域の方へ感謝の気持ちを伝える。



通学班方式を支えている大切なメンバーが、高学年の児童が受けてくれている正副班長です。班員に合わせた歩行速度、安全確認、率先したあいさつなど、正副班長の子ども達は登校時に本当に頑張ってくれています。そして、多くの地域の方が雨の日も毎日見守ってくださっています。その気持ちや行動に感謝し、温かいつながりの中で子ども達を見守っていきたいですね!

通学班の中でできること

通学班で通うにあたり、通学班メンバー(子どもも、保護者も)の中での大切なコミュニケーションがあります。正副班長の子ども達、その保護者の方や、校外生活指導委員のご苦労も想像でき、感謝の気持ちを伝える温かい言葉はとても大切ですよね! そして、日々の登校に必要な◎欠席、遅刻 ◎各学年社会科見学や5、6年生宿泊課外授業、◎学級・学年閉鎖などの情報は、正副班長、班員のご家庭で共有されることは必須です。校外生活指導委員を介さず、通学班を構成するメンバーでコミュニケーションを取り、子ども達が困らないように、より良い通学班のための、連絡・相談・協議を図りましょう!



1人の市民としてできちゃう事例

これまでどこへ連絡したら良いかわからず、何となく校外生活指導委員へ依頼・連絡されることがあったかもしれない下記の項目等に関して、大和市などへ依頼・連絡を直接お願いします。

公園の木の剪定をお願いしたいのですが。

道路に動物の死骸がありまして。

歩道橋の階段が破損しているのですが。

街路灯の電球が切れているみたいで。



通学路も市民の生活道路のひとつですので、大和市役所への相談や連絡によって対応していただけます。各ご連絡先例を次葉に記載していますので、生活にかかわるお気づきのことがありましたら、大和市役所窓口などへご連絡をお願いします。

旗ふり、青パト乗車について

朝の忙しい時間帯に旗ふり活動は大変だと思います。しかし地域の危険な場所で大人が見送ってくれることは、子ども達に大きな愛情が届いていると思います。青パト乗車は、事件に巻き込まれやすい下校時の大きな安心につながります。住まいの地区・地域によって、実施のあり・なし、やり方などは異なりますが、我が子のため、地域の子どものためにご協力をお願いいたします。

安全は自分の目で確認するのよー♪



緊急連絡の方法について

- 緊急連絡は、P Sメールと北大和小学校ホームページの2通りです。機器や通信障害などが発生する場合があります。両方から発信された情報が届くようにご準備ください。
- 朝7時の時点で、波浪警報以外の気象警報が発令されていた場合は、自動的に自宅待機となります。
- 気象警報発令時の登校時間の変更等の連絡はP Sメールと北大和小学校ホームページのみとなります。必ずご家族でP Sメールの登録をお願いします。また、在学中のすべてのお子さんの学年で登録をお願いします。（修学旅行時など、学年ごとの情報発信があります。また卒業するとP Sメールが届かなくなります。）

はーい！

右左右、ちゃんと見まーす！



最後に、地域の大人の役割とは？

自分のことを守り切れない年齢の我が子の安全のために行動することは親の責務。我が子が宝なのと同じように、地域の子どもの宝。地域の子どもの愛情を示すことは、将来、子ども達が『人のために行動できる心を持てる』ことにつながります。そのために必要な行動を、私達すべての保護者が自ら考え、行動し、実現していく、それが大切と考えています。

子ども達が小学生のうちに、自分で考え、自分で決められ、行動を起こせるように。そして、自分を大切に、他人も大切に、安全に心穏やかに生活できる毎日であって欲しい。

そのために私達ができることは、温かい見守り、子ども自身が考えて行動していけるようなアドバイス、勇気と前向きな心をつくる声かけ、そして、多くの人への感謝と連携です！

子どもも大人も安全と安心への意識と知識を高め、住みよい地域とより良い教育環境を整えてあげられるように努め、保護者全員で楽しく、地域の子どもの成長に目を細めましょう！！

校外生活指導委員の経験は、苦労もありますがとても大きな知識と知恵と視点をもたらしてくれます。経験された方への感謝とこれから経験される方への勇気へとつながりますように。

参 考 ①



大和市役所等、各連絡先例

☆公園、私有地の植栽の剪定、公園施設の破損修理要望

公 園 → 大和市環境農政部みどり公園課公園管理事務所 ☎ 046-263-9221

私有地 → 私有地所有者、または、自治会等

つきみ野野球場 → 大和市スポーツセンター ☎ 046-261-6200

受付時間9：00～20：00（第3月曜日除く）

☆市道の管理

既存施設の修復、街路樹の剪定、カーブミラーの角度調整

→ 大和市道路・河川管理課維持補修係 ☎ 046-260-5412

☆道路の動物死骸撤去 → 大和市環境農政部収集業務課 ☎ 046-269-1511

受付時間8：00～16：45（土日祝も受付）

☆街路灯・防犯灯の電球交換 → 大和市生活あんしん課防犯対策強化推進係

☎ 046-260-5048

☆通学路の道路破損等 → 北大和小学校代表電話

☎ 046-274-1171

担当課が不明の場合でも大和市役所代表電話にて丁寧に案内いただけます。

☎ 046-263-1111

大和スポーツセンター、環境農政部収集業務課を除き、
受付時間8：30～17：00（月～金曜日、祝・祭日除く）

参 考 ②

北大和小学校PTA規約について

校外生活指導委員会は、北大和小学校PTA規約で次のように定められています。

北大和小学校PTA規約

(役割)

第42条(4) 校外生活指導委員会

学校と地域との連携を図り、児童の交通安全と校外生活指導活動に協力する。
地区懇談会を開催し地域の連携を図る。地区懇談会については、細則に定める。